公益財団法人どうぶつ基金 理事長 佐上 邦久 NPO 法人ゴールゼロ 代表 斉藤 朋子

環境省に与えた奄美大島のノネコに対する有害鳥獣捕獲許可の取り消しを求める要望書

猛暑の候、知事におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、表題にありますとおり、鹿児島県が環境省に与えた奄美大島のノネコに対する有害鳥獣捕獲許可 の取り消しをご要望申し上げます。

理由は以下の通りです。

許可権者である鹿児県知事が申請者である環境省にノネコの有害鳥獣捕獲許可を与える際には、被害の 状況及び防除対策の実施状況を的確に把握した結果、被害等が生じており、原則として防除対策によっ て被害が防止できないと認められ「ノネコの生息数を低下させる必要があるほど強い被害がある」もし くは「ノネコの生息数を低下させる必要があるほど強い害性があると認められ、被害の恐れがある場合」 という条件が満たされている必要があります。

申請者である環境省は、「ノネコの生息数を低下させる必要があるほど強い被害がある」もしくは「ノネコの生息数を低下させる必要があるほど強い害性がある」ことを証明する根拠として「猫がアマミノクロウサギをくわえている写真」および「奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画(2018 年度~2027 年度)」を申請書に添付しています。

上記管理計画には、「希少種に及ぼすノネコの捕殺影響は甚大なものとなる可能性が高い」、「早急にノネコを生態系から排除する対策を講じなければ、在来生態系に大きな影響を及ぼすものと考えられる」などの判断が散見されますが、これらは科学的調査に照らして妥当性を欠いていることが明らかになりました。環境省はこれまで、アマミノクロウサギの奄美大島での推定生息数について、2003年度時点で2,000~4,800頭としてきました。今回の管理計画策定にはこの生息数が用いられており、2015年時点で既に同省が把握していた推定生息数15,221~39,780頭は全く配慮されていません。(添付書類1参照)

一方で 2003 年から 2015 年の 12 年間、環境省の奄美大島における「ノネコ捕獲モデル事業」で捕獲した、いわゆるノネコの数が 2012 年 7 頭、2013 年 6 頭に過ぎないという事実は、猫がアマミノクロウサギの生息にとって全く脅威になっていないことを明証しています。

アマミノクロウサギの増加原因は捕食者のマングースの駆除などが奏功したとみられ環境省は 23 年度までに、今より絶滅の危険度が低いランクに見直すことをめざしていることからも、奄美におけるノネコの有害鳥獣捕獲許可は不適切です。

また証拠として添付された「猫がアマミノクロウサギをくわえている写真」は「ノネコの生息数を低下させる必要があるほど強い被害がある」もしくは「ノネコの生息数を低下させる必要があるほど強い害性がある」ことの証明にはなりません。

また、アマミノクロウサギ以外の動物に関しても。2016年度奄美希少野生生物保護増殖検討会で石田 健委員(東京大学大学院農学生命科学研究科 准教授 当時) が次の発言をしています。

〈ひとつ重要なことはアマミノクロウサギにしてもケナガネズミにしてもトゲネズミにしてもオオトラツグミにしてもアマミヤマシギにしてもアマミイシカワガエルやアマミハナサキガエルにしても、マングースをしっかりと防除して、あるいは国立公園を作り、森林は林業が衰退してあまり伐らなくなっているので、回復しているのです。世界中が見ても私が見ても奄美大島は素晴らしい成果が出ていると思います。そういう成果があがっているところで、むやみに猫の問題を過大に問題視する必要はない。(中略)特に世界自然遺産の登録の時に過大に問題を表沙汰にするというのは、あまりよいことではない。誰も得しない〉(2017年2月18日の議事録)

上記、石田委員の発言は、「ノネコの生息数を低下させる必要があるほど強い害性がない」ことを明証しています。

また週刊文春によると

「世界遺産の価値というのは、顕著で普遍的な価値といわれる。その一つにクロウサギをはじめとするこの地域にしか棲んでいない生き物というのがある。その数が増えていようが減っていようが、個体が食べられている。それ自体が世界自然遺産登録にマイナスになると我々は感じています」(環境省奄美野生生物保護センター)という発言が見られますが、こちらも有害鳥獣捕獲許可を与える要件を満たすことにはなりませんし「ノネコの生息数を低下させる必要があるほど強い被害がある」ことの証明にはなりませんので、全く無関係です。

また、環境省および委託業者の株式会社奄美自然環境研究センターは本有害鳥獣捕獲許可を乱用して、 道路占有許可及び道路使用許可を得ずに、旧国道 5 8 号線上(瀬戸内町道網野子峠線 期間 7/10-8/1)に 多数の捕獲器を無許可で設置して道路を占有し違法に捕獲作業を行っていました。

<u>どうぶつ基金が行った実証実験によると捕獲器内の温度は 54.8 度</u>になりました。環境省によるとノネコ捕獲ワナのチェックは 1 日 1 回です。灼熱地獄の様な捕獲器の中で 24 時間以上放置されることもあります。

捕獲器が設置された旧国道は土砂やごみを積んだダンプが走り、砂埃が舞っています。晴れの日も局地 的で激しい雨や嵐が多く発生します。そうなるとアスファルトからの蒸気で湿度があがり、捕獲器内は さらに危険な状態になります。

この捕獲器にはこれまでノネコ以外に飼い猫や、アマミノクロウサギなどの野生動物が 150 頭以上も誤

捕獲されています。

熱中症で死亡する可能性の高い高温の捕獲器内に放置された動物たちのことを想うと怒りと悲しさと、同じ地球に生きるヒトとして動物たちに申し訳ない気持ちで一杯になります。

通常、動物愛護団体が猫を捕獲する際は、捕獲器設置中はずっとみまもるのが常識です。

猫や動物を熱中症で死亡する温度下に、水もエサも与えず放置することは残酷な虐待行為です。

私たちの税金を使い危険で違法な捕獲作業を行う環境省および業務委託を請け負う株式会社奄美自然環境研究センターに、被許可者としての資格はありません。

1000 年以上前から、遅くとも西暦 1850 年以前から奄美に生息しアマミノクロウサギやケナガネズミやトゲネズミやオオトラツグミやアマミヤマシギやアマミイシカワガエルやアマミハナサキガエルや食物連鎖の頂点にあるハブなどと食物連鎖を繰り返し、今の生態系を育んできた奄美のネコにその生息数を低下させる必要があるほど強い害性があるとは考えられません。

国民の悲願である世界遺産登録を確実なものにするためにも、奄美のノネコの有害鳥獣捕獲許可の取り 消しをご要望申し上げます。

なお、知事におかれましては、本件に関するご回答を下記あてに \mathbf{E} メールにて $\mathbf{8}$ 月 $\mathbf{20}$ 日までいただきますようお願いいたします。

公益財団法人どうぶつ基金理事長 佐上邦久 あて

contact@doubutukikin.or.jp

令和元年8月5日

絶滅危惧アマミノクロウサギ、回復の兆しマングース駆除奏功

朝日新聞 2019/03/31 (太田匡彦)

「絶滅危惧種」で生息数が数千匹と推定されているアマミノクロウサギについて、環境省が 2015 年度時点で、奄美大島(鹿児島県)だけで約1万5千~3万9千匹にまで回復しているとの推定結果をまとめたことがわかった。捕食者のマングースの駆除などが奏功したとみられる。同省は 23 年度までに、今より絶滅の危険度が低いランクに見直すことをめざしている。

環境省が朝日新聞の情報公開請求に応じて開示した資料によると、奄美大島内で発見したふんの量などから推定する従来と同じ方法で算出したところ、15 年度時点の推定生息数は1万 522 1~1万 9202 匹だった。奄美大島でのふんの調査は 06 年度から行われており、15 年度分は計 2 4 ルートで実施された。さらに、島内の森林内に最大 564 台設置したカメラの9年分の撮影データなどを加味して推定したところ、1万 6580~3万 9780 匹と算出された。

環境省はこれまで、アマミノクロウサギの奄美大島での推定生息数について、03 年度時点で2 千~4800 匹としてきた。

環境省那覇自然環境事務所は「推定方法は適切だと考えているが、まだ数字にばらつきが大きく、専門家からは『過大評価している可能性がある』などの指摘があった。ただ、アマミノクロウサギが増加傾向にあるのは間違いなく、二つの手法ではいずれも下限値が1万~2万匹と出ており、より精査が必要だが、この数字は現場感覚からも現実的だ」(岩浅有記・野生生物課長)としている。

アマミノクロウサギは、「近い将来における野生での絶滅の危険性が高い」とされる「絶滅危惧 I B 類」に分類されているが、環境省は 23 年度までに一段階低い「絶滅危惧 II 類」以下に見直すことをめざしている。奄美大島を含む「奄美・沖縄」は現在、ユネスコ(国連教育科学文化機関)の世界自然遺産への登録をめざしており、希少種のアマミノクロウサギの生息数が回復していたとすれば、プラス材料になりそうだ。